明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

4　平成二十八年六月から八月までの期間を徴収取扱費算定期間とする徴収取扱費の支払についての新令第三十五条の十七、第三十五条の十八、附則第六条の十一及び附則第六条の十二の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる新令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

当該徴収取扱費算定期間内	当該徴収取扱費算定期間の次	同年四月及び五月
同年六月から八月まで	平成二十八年三月の徴収取扱費基礎額及び平成二十八年四月及び五月の徴収取扱費基礎額	徴収取扱費基礎額

新令附則第六条の十二		

第三十五条の十七第二項		
法第七十二条の百四	還付金等を還付した日の属する徴収取扱費算定期間内	平成二十八年四月及び五月に法第七十二条の百四の規定により貨物割に係る還付金等が還付された場合であつて、当該還付金等が同年四月及び五月に法第七十二条の百三第三項の規定により当該道府県に払い込むべき貨物割として納付された額の総額（同年四月及び五月に法第七十二条の百四第二項の規定により当該道府県に払い込むべき額があつてはこれを加算した額）を超えるときは、当該超える額に相当する還付金等が同年六月かえら八月までの徴収取扱費算定期間内に還付されたものとみなし、当該徴収取扱費算定期間内に法第七十二条の百四

附則第六条の十一第二項		
法附則第九条の七	還付金等を還付した日の属する徴収取扱費算定期間内	平成二十八年四月及び五月に法附則第九条の七の規定により譲渡割に係る還付金等が還付された場合であつて、当該還付金等が同年四月及び五月に法附則第九条の六第三項の規定により当該道府県に払い込むべき譲渡割として納付された額の総額（同年四月及び五月に法附則第九条の八第二項の規定により加算された額があつてはこれを加算した額）を超えるときは、当該超える額に相当する還付金等が同年六月から八月までの徴収取扱費算定期間内に還付されたものとみなし、当該徴収取扱費算定期間内に法附則第九条の七

5　地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた地方消費税の納付額の払込みがある場合における平成二十八年六月から八月までの期間を徴収取扱費算定期間とする徴収取扱費の支払についての第一項後段の規定により読み替えて適用される新令第三十五条の十七、新令第三十五条の十八、同項後段の規定により読み替えて適用される新令附則第六条の十一及び新令附則第六条の十二の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項後段の規定により読み替えて適用される新令第三十五条の十七第二項		
法第七十二条の百四及び	還付金等を還付した日の属する徴収取扱費算定期間内	平成二十八年四月及び五月に地方税法等改正法附則第二条の百二条との二四物定地り方月付等百こ二条との三四て係七の正法第七十二条の百四及び法附則第九条の七及び